

離婚後の養育費

事情変更により増減も

未成年の子のある協議離婚の場合、協議で親権者を定めなければなりません（民法 819 条①）。裁判離婚の場合には裁判所が附帯処分として親権者を定めます（同条⑤）。親権者が子の監護を行うのが一般的ですが、親権者とは別に子の監護者を定めることもあります（同 766 条）。



民法 766 条は、協議離婚をするときは「子の監護に要する費用の分担」をその協議で定めることとしています。

この規定により、親権者または監護者として自ら監護養育している方の親は他方の親に対して子の監護費用（養育費）を請求することができます。

他方、父母は親権の有無にかかわらず、父母であることによって未成年の子に対する扶養義務を負っています（同 877 条）。親が未成年の子を扶養する義務は、夫婦と子という家族としての共同生活を営む身分によるものですから、自己の生活を維持するのと同等の生活程度を子に与えること（生活保持義務）が要求されます。

したがって、未成年の子は、15 才以上の場合は自ら、15 才未満の場合は法定代理人によって父または母に対して扶養の請求をすることができます。

以上のとおり、離婚後の子の養育費を決めるのには、父母の間で監護費用の分担を求める場合と父母の一方が子の法定代理人として他方に扶養請求する場合とがあります。

父母の間で監護費用の分担に関して養育費を請求しないという合意をしたとしても、子が扶養請求権を処分できない以上（同 881 条）、その後に子が自らの意思で父または母に扶養請求することを妨げないとされています。

離婚後の養育費の算定に関しては、双方の収入や生活状態が基準になりますが、これを正確に認定することが難しいところから、平成 15 年に東京・大阪養育費等研究会が発表した標準算定方式と算定表を使用することが多いようです。この方式は簡易迅速な解決のための方式であり、ケースによっては具体的事情に応じて修正を要することもあります。

いったん養育費を決めたとしても、双方の収入や資産の変動、再婚等によって事情に変更を生じたときには、民法 880 条の準用により、再度、当事者の協議、調停、審判によって養育費の増額、減額を定めることができます。